資料９

下野市路上喫煙の防止に関する条例施行後の経過について

○令和３年６月１日　下野市路上喫煙の防止に関する条例施行。

・指定喫煙所（灰皿）は３駅すべて東口に集約した。

○実態調査結果（実施日：令和６年７月５日・８日・９日に実施）

実施日	調査地点		午前7時30分～8時30分			午後1時～2時			午後5時30分～6時30分			合　計		
			通過者数	喫煙者数	喫煙率	通過者数	喫煙者数	喫煙率	通過者数	喫煙者数	喫煙率	通過者数	喫煙者数	喫煙率
7月5日（金曜日）	石橋駅	西口	842	0	0.00%	129	0	0.00%	678	1	0.15%	1,649	1	0.06%
		東口	449	34	7.57%	104	8	7.69%	411	45	10.95%	964	87	9.02%
7月8日（月曜日）	小金井駅	西口	503	0	0.00%	98	0	0.00%	247	0	0.00%	848	0	0.00%
		東口	378	17	4.50%	65	6	9.23%	268	10	3.73%	711	33	4.64%
7月9日（火曜日）	自治医大駅	西口	164	0	0.00%	38	0	0.00%	100	0	0.00%	302	0	0.00%
		東口	660	10	1.52%	179	2	1.12%	593	17	2.87%	1,432	29	2.03%

※喫煙率＝喫煙者数÷駅通過者

○喫煙率の推移

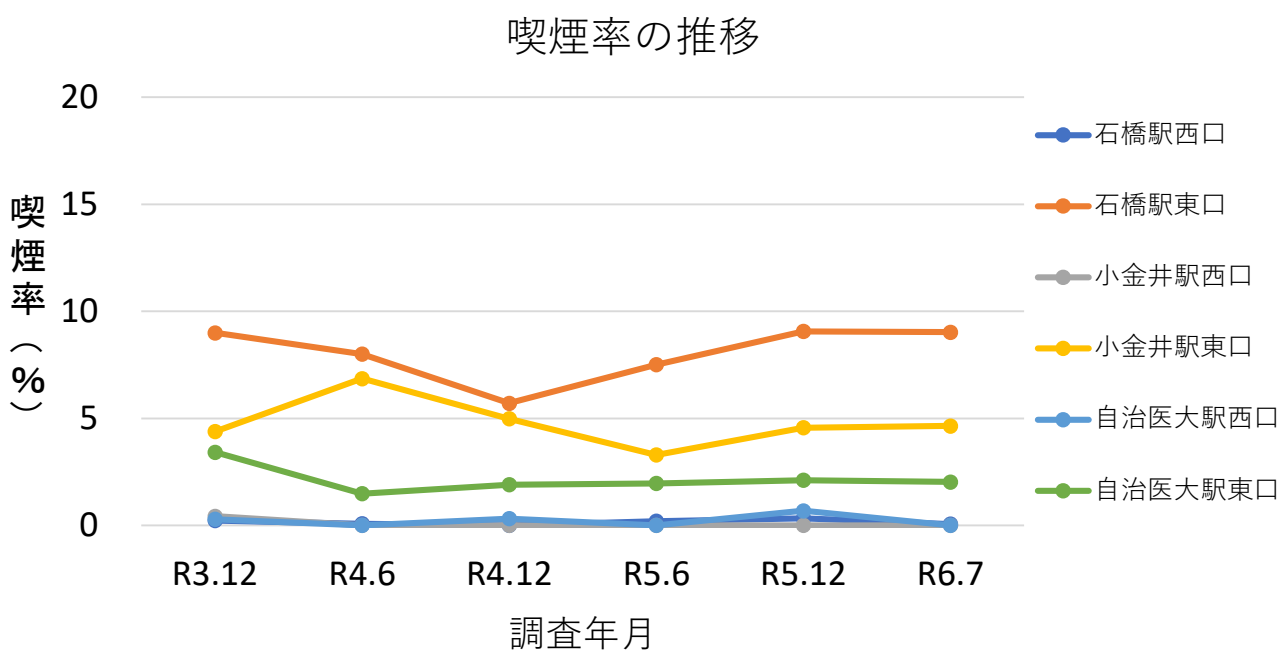

○考察

・指定喫煙場所（灰皿）がある東口では、10%未満の人々が喫煙を行っていた。

・指定喫煙場所（灰皿）がない西口では、ほぼ全員がルールを守っていた。

○寄せられた苦情

令和３年度　１７件、令和４年度　１２件、令和５年度　５件、令和６年度（７月末時点）　４件

内容：灰皿の撤去希望、煙の受動喫煙による不快、駅のホームに煙が流れる、喫煙所利用のマナーが悪い